

第1 やまがた緑環境税の現行制度の概要等（やまがた緑環境税条例（平成18年山形県条例第60号））

目的： 森林の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策の実施に要する経費の財源を確保するため、やまがた緑環境税として、県民税の均等割の税率に関し県税条例の特例を定める。
導入時期： 平成19年4月
納税義務者： 県内に住所等を有する個人、事業所等を有する法人
課税方式： 個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式
超過税額： 個人 年間1,000円、法人 法人県民税均等割の10%（資本金に応じて2,000円～80,000円）
税 収： 毎年度、概ね6億7千万円前後で推移し、H29～R3の5年間の税収見込みは約33億円

◇ 評価・検証の必要性

条例により、「やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とこととされている。
【やまがた緑環境税条例附則第7項】
前回の検討→時期令和3年度、期間令和4年度～令和8年度

第2 令和3年度評価・検証報告書概要

やまがた緑環境税と森林環境譲与税の使途の整理について

施策の柱Ⅰ R8年度までは現在の事業スキームを継続。今後の森林経営管理制度による人工林整備の進捗状況を確認しながら、必要に応じて事業の見直しを行う。ただし、市町村が森林経営管理制度に基づく経営管理権を設定する森林については、国庫補助事業又は森林環境譲与税による整備対象森林となり得ることから、荒廃森林緊急整備事業の対象から除外する。
【ハード事業】
施策の柱Ⅱ、Ⅲ R8年度までは現在の事業スキームを継続。市町村による森林環境譲与税の活用は、森林整備が優先されることから、やまがた緑環境税による森づくり活動、やまがた木育やみどりを育む意識の醸成を引続き実施する。ただし、今後の取組状況を確認しながら必要に応じて関係事業の見直しを行うこととする。
【ソフト事業】

第3 市町村の進捗・取組み状況について

森林経営管理制度について

○森林経営管理制度とは、平成31年4月1日に施行された森林経営管理法に基づく制度
【目的】 林業経営の効率化及び森林管理の適正化の一体的な促進を図るもの
【対象】 経営管理が行われていない私有林の人工林
【条件】 ① 引き続き森林所有者が経営管理を行う見込みがない場合
② 経営管理の集積を図ることにより林業経営の効率化や森林の管理の適正化が図られると認められる場合
【内容】 ① 市町村が、森林経営権集積計画を定め、森林所有者から経営管理権を取得
② 市町村が自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を講ずる
・令和4年度の県内市町村の森林経営管理の進捗状況（暫定値）は右表のとおり。

県内の市町村の森林経営管理の進捗状況（暫定値）

Table with 3 columns: R4末実績, 市町村数, 面積ha. Rows include: 所有者の意向調査準備 (34), 所有者の意向調査 (21, 1799.2), 集積計画 (4, 156.8), 森林整備 (3, 32.7)

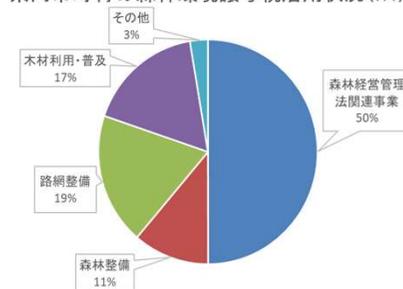
令和4年度以降のやまがた緑環境税制度と活用施策のあり方

○やまがた緑環境税制度のあり方
1 制度の継続：
(1) H29年度から取り組んでいる基本方向を継続し、新たな社会情勢の変化等に対応した事業を拡充
(2) H29年度からR8年度までの10カ年計画は継続
2 税額・税率：現状を維持
○活用施策のあり方 施策の柱Ⅰ 環境保全を重視した森林施策の展開
1 環境保全を重視した森林整備の推進
荒廃のおそれのある人工林や活力が低下している里山林の整備
・市町村が「森林経営管理制度」に基づく経営管理権を設定する森林は当事業の対象から除外【要件追加】
2 森林資源の循環利用の促進
(1) 森林資源の循環利用に向けた主伐後の再造林の推進
(2) 森林資源の循環利用を一層図ることで、計画的な間伐を推進していくため、間伐材や林地残材の搬出利用の取組みを支援
(3) ナラ枯れの被害林を伐採、搬出することで、害虫駆除と森林資源の循環利用を促進
《10カ年計画目標：11,600ha》

森林環境税・森林環境譲与税について

○森林環境税・森林環境譲与税とは、森林経営管理制度の運用には、市町村に新たな財源が必要になることから、森林経営管理法施行に合わせ、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行。
・市町村に配分される森林環境譲与税は、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に充てることとされており、森林経営管理制度に係る財源に限定せず、市町村の実情や裁量により決定される。
・令和4年度の県内市町村の森林環境譲与税活用状況は97.1%であり、使途の内訳は右図のとおり。

県内市町村の森林環境譲与税活用状況(R4)



○活用施策のあり方 施策の柱Ⅱ みどりを豊かな森林環境づくりの推進

1 県民参加の森づくりの推進
(1) 地域住民や市町村、企業等が行う計画的かつ広がりのある活動や地域と連携して行う森づくり活動を推進
(2) 県民参加の森づくりを支える支援体制の充実
2 自然環境保全対策の推進
(1) 野生動植物生息・生育調査の充実や希少野生生物の生息環境保全等の推進
(2) 野生動物管理対策の担い手となる人材の確保・育成等の推進
《10カ年計画目標：森づくり 活動等への参加者数70,000人》

○活用施策のあり方 施策の柱Ⅲ 豊かなみどりを守り育む意識の醸成

1 森林・自然環境学習等の推進
幅広い年齢層に対応した森林・自然環境学習等「やまがた木育」の推進
2 みどりを育む意識の醸成
(1) 森を守り、育て、暮らしに活かすみどりの循環の推進
(2) みどりを育む意識の醸成
3 やまがた緑環境税の評価・検証等
やまがた緑環境税の評価・検証及び県民への一層の周知
《10カ年計画目標：認知度50%》

第4 今後の進め方

①令和8年度の見直し検討に向けた全体の進め方

Timeline table for the review process from June to September, involving the current status, evaluation committee, and direction of original plan creation.

②令和5年度の進め方

○市町村意向調査
・令和2年度に市町村から使途整理に係るアンケートと聞き取り調査を実施し、令和3年度の評価・検証の参考としている。
・森林経営管理制度の進捗状況、森林環境譲与税の活用状況については、制度を所管する森林ノミクス推進課で毎年度調査を行っている。
・新たな国の制度が始まってから5年目となったことから、改めて市町村のやまがた緑環境税のあり方について、アンケート調査及び聞き取り調査を行い、今後の検討するうえでの参考とする。